「大阪府の地籍調査促進戦略2020（案）」に対する府民意見等とそれに対する大阪府の考え方について

【募集期間】　令和２年７月22日（水曜日）から令和２年８月20日（木曜日）まで

【募集方法】　インターネット（電子申請）、郵送、ファクシミリ

【意見件数】　１名から１件の意見をいただきました（うち意見の公表を望まないもの０件）。

寄せられたご意見等とそれに対する大阪府の考え方は以下のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | ご意見の概要 | 大阪府の考え方 |
| １ | 住居が密集する傾斜地及びその近辺において、特に昭和50年以前の地籍測量のままに経過した土地が存在する場合、擁壁の劣化、地盤変形等が生じ、近隣住民の危険性が増している地域が点在する。当該は擁壁の建築図面や境界線、所有が曖昧で高齢化も重なり、危険認識も様々、住民単位が解決できる状況ではない。一定範囲において正しい基準で対策を講じることが地域の効果的な安全確保に繋がる。　予防防災、安全の観点から該当の地籍、測量及び擁壁強度調査促進　指針の提示　補強対策支援　について取組みをお願いします。 | 地籍調査は、国土調査法に基づき、市町村等が一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界を調査し、面積について測量を行い、その結果に基づいた地図が登記所（法務局）に備え付けられ、土地登記簿が改められるものです。本案は、地籍調査の成果の活用により、大規模災害からの早期の復旧・復興が可能となるような災害復旧の迅速化などを目指すため、地籍調査の促進の取組方向を示すものとなっており、これに基づき進めてまいります。いただいた擁壁に関するご意見につきましては、庁内の関係部局にお伝えさせていただきます。 |